

第39期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2019年3月26日（火曜日）
午前10時

開催
場所

大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアール大阪 2階 クリスタルルーム

※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

株主総会ご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■目次

| | |
|-----------------------|----|
| 第39期定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 株主総会参考書類 | 3 |
| 第1号議案 剰余金の配当の件 | |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | |
| 第3号議案 取締役10名選任の件 | |
| 第4号議案 監査役3名選任の件 | |
| 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 | |
| (添付書類) | |
| 事業報告 | 14 |
| 連結計算書類 | 28 |
| 計算書類 | 38 |
| 監査報告書 | 45 |

 内外トランスライン株式会社

証券コード：9384

株 主 各 位

大阪市中央区備後町二丁目6番8号
内外トランスライン株式会社
代表取締役社長 常 多 晃

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、2019年3月25日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年3月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階 クリスタルルーム
3. 目 的 事 項
報告事項
 1. 第39期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第39期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人によるご出席の場合は、委任状並びに本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(定款の定めにより、代理人の資格は当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただいております。)
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項に修正の必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ntl-naigai.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、経営基盤の強化と今後の事業展開を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施いたしました第2四半期末（中間）配当16円を含め、1株につき34円となります。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金18円 総額174,719,322円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年3月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する規定を削除するものであります。
- (2) 上記(1)の取締役任期短縮に伴い、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とするため、変更案のとおり規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条の規定を削除するものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第1条～第6条 (条文省略) (自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。 | 第1条～第6条 (現行どおり) (削除) |
| 第8条～第21条 (条文省略) (任期) 第22条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 | 第7条～第20条 (現行どおり) (任期) 第21条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) |
| 第23条～第44条 (条文省略) (新設) (剰余金の配当の基準日) 第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 (新設) 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。 | 第22条～第43条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項の各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (剰余金の配当の基準日) 第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。 |
| (中間配当) 第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。 | (削除) |
| 第47条 (条文省略) | 第46条 (現行どおり) |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|--|---|---|------------|
| 1 | 【再任】 とだ とおる 戸田 徹 (1942年3月21日) | 1980年5月 内外 SHIPPING 株式会社設立、代表取締役 1986年12月 内外トランスライン株式会社に社名変更、代表取締役 2006年10月 当社代表取締役社長 2007年3月 当社代表取締役社長執行役員 2009年3月 当社代表取締役社長 2013年3月 当社代表取締役会長 現在に至る | 318,000株 |
| 【取締役候補者の選任理由】 当社の創業者である戸田徹氏は、創業以来代表者として強いリーダーシップを発揮して長年にわたり当社ビジネスの発展に尽力してまいりました。当社のさらなる企業価値向上のために重要な存在であり、引続き取締役候補者といたしました。 | | | |
| 2 | 【再任】 つねだ あきら 常多 晃 (1953年1月22日) | 1999年8月 当社入社、東京支店営業次長 2001年7月 当社東京営業部長 2003年1月 当社中国現地法人・上海内外環亜運輸代理有限公司（現社名 上海内外特浪速運輸代理有限公司）総経理 2006年3月 当社取締役 2006年4月 当社取締役経営企画室長 2007年4月 当社取締役執行役員海外管理部長 2008年4月 当社取締役執行役員経営管理部長 2009年3月 当社常務取締役 2010年3月 当社専務取締役 2011年4月 当社代表取締役専務 2012年3月 当社代表取締役副社長 2013年3月 当社代表取締役社長 現在に至る | 154,500株 |
| 【取締役候補者の選任理由】 常多晃氏は、大手物流会社での豊富な経験、国内外の物流に関する深い知見とグローバルな経営感覚を有しております。2013年3月に当社代表取締役社長に就任以来、当社グループ全体を力強く牽引しており、引続き取締役候補者といたしました。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|--|---|------------|
| 3 | 【再任】 <small>おお かわ とも こ</small> 大川友子 (1963年12月5日) | 1991年12月 当社入社 1996年11月 当社業務部長 2006年3月 当社取締役 2007年4月 当社取締役執行役員業務部長 2008年4月 当社取締役執行役員 2009年3月 当社取締役 2010年3月 当社常務取締役 2012年3月 当社専務取締役 現在に至る | 125,300株 |
| | 【取締役候補者の選任理由】 大川友子氏は、当社入社以来当社ビジネスの要のひとつである業務部門の発展に大きく貢献してまいりました。その豊富な経験と実績、業界全体への深い知見は、当社の経営と業務執行の監督に重要な役割を果たしており、引続き取締役候補者といたしました。 | | |
| 4 | 【再任】 <small>た なか とし みつ</small> 田中俊光 (1953年11月21日) | 2005年7月 当社入社 2006年4月 当社経理部長 2009年3月 当社執行役員経理部長 2010年3月 当社取締役執行役員経理部長 2011年3月 当社取締役 現在に至る | 53,300株 |
| | 【取締役候補者の選任理由】 田中俊光氏は、大手都市銀行での経験から金融、経済に精通し、当社入社以来その優れた知識を活かして、当社グループ全体の財務基盤の安定と経理部門強化に重要な役割を果たしており、引続き取締役候補者といたしました。 | | |
| 5 | 【再任】 <small>み ね ひで き</small> 三根英樹 (1954年10月22日) | 2001年8月 当社入社 2005年10月 当社総務部長 2009年3月 当社執行役員総務部長 2010年3月 当社取締役執行役員総務部長 2011年3月 当社取締役総合企画部長 2012年3月 当社取締役経営企画部長 現在に至る | 60,900株 |
| | 【取締役候補者の選任理由】 三根英樹氏は、当社入社以来管理部門の体制確立の重責を担い、総務部長、総合企画部長、経営企画部長を歴任し、幅広い知識、経験を活かして適切な経営管理とコーポレートガバナンスの実行に重要な役割を果たしており、引続き取締役候補者といたしました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|--|--|------------|
| 6 | 【再任】 とだ さち こ 戸田 幸子 (1970年9月29日) | 1999年10月 当社入社 2005年4月 当社シンガポール現地法人・ NTL NAIGAI TRANS LINE (S)PTE LTD.取締役 2008年4月 当社東京総務部長 2009年3月 当社執行役員東京総務部長 2012年3月 当社取締役海外事業部長 2014年4月 当社取締役 現在に至る | 41,000株 |
| | 【取締役候補者の選任理由】 戸田幸子氏は、当社入社以来海外現地法人で豊富な経験を積み、海外代理店とも密接な関係を築き、当社の海外戦略及び海外現地法人経営管理に重要な役割を果たしており、引続き取締役候補者いたしました。 | | |
| 7 | 【再任】 ひがし ひろ なお 東 宏 尚 (1959年5月13日) | 2011年2月 当社入社、航空事業部長 2013年6月 当社執行役員航空事業部長 2014年8月 当社執行役員航空事業部長、東京支店長 2018年3月 当社取締役航空事業部長 現在に至る | 900株 |
| | 【取締役候補者の選任理由】 東宏尚氏は、大手総合物流サービス会社での豊富な経験と経営管理知識を活かし、当社入社以来航空輸送事業の立上げと拡大に貢献してまいりました。取締役就任後は、営業部門全体の責任者として重要な役割を果たしており、引続き取締役候補者いたしました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|--|------------|
| 8 | <p>【再任】 <small>こ じま よし ひろ</small> 小嶋佳宏 (1964年10月19日)</p> | <p>2002年4月 当社入社 2005年10月 当社横浜支店長 2006年4月 当社東京営業部次長 2007年6月 NTL-LOGISTICS(HK)LIMITED (現社名 内外特浪速運輸代理(香港)有限公司) Managing Director 2008年4月 当社東京営業部長 2010年4月 当社執行役員東京営業部長 2011年4月 当社執行役員東京輸出営業部長 2013年2月 当社執行役員、フライングフィッシュ株式会社代表取締役社長 2018年3月 当社取締役、フライングフィッシュ株式会社代表取締役社長 現在に至る</p> | 4,900株 |
| <p>【取締役候補者の選任理由】 小嶋佳宏氏は、大手船舶会社での経験を活かし、当社入社以来営業部門の第一線で売上拡大に貢献し、また香港現地法人及び国内子会社で代表者として経営管理を担い、当社グループの基盤拡大に重要な役割を果たしており、引続き取締役候補者といいたしました。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社 株式の数 |
|--|---|---|----------------|
| 9 | <p>【再任】【社外】 武井眞哉 (1940年9月10日)</p> | <p>1964年4月 伊藤忠商事株式会社入社 1995年4月 同社繊維グループ原料・資材部門長 1996年6月 同社取締役 1998年4月 同社常務取締役 2002年6月 同社取締役退任、同社顧問 2003年6月 同社顧問退任、株式会社アイ・ロジスティクス（現 伊藤忠ロジスティクス株式会社）取締役社長 2006年6月 同社取締役社長退任、同社相談役 2007年6月 同社相談役退任 2007年8月 株式会社ハマキョウレックス顧問（非常勤） 2009年6月 当社顧問（非常勤） 2010年6月 株式会社ハマキョウレックス顧問（非常勤）退任 2012年9月 鈴江コーポレーション株式会社顧問（非常勤） 2015年3月 当社社外取締役 現在に至る</p> | 7,800株 |
| <p>【社外取締役候補者の選任理由】 武井眞哉氏は、大手商社及び国際物流会社の経営者としての幅広い見識と豊富な海外経験を活かして、経営全般について適宜助言、提言をされており、今後も独立した客観的な立場から当社を監督していただくために、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|--|----------------------------------|--|------------|
| 10 | 【再任】【社外】 伊藤嘉章 (1953年6月20日) | 1985年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 1990年3月 公認会計士登録 2001年7月 同所パートナー 2008年7月 同所シニアパートナー 2014年6月 同所退所 2014年12月 イマジニアリング株式会社監査役（社外）就任 2015年3月 当社社外取締役 2017年12月 イマジニアリング株式会社監査役退任 現在に至る | 900株 |
| <p>【社外取締役候補者の選任理由】</p> <p>伊藤嘉章氏は、公認会計士としての専門的な知識と監査法人での長年にわたる豊富な会計監査及びIPO支援業務活動の経験を活かして、主に会計及びコーポレートガバナンスの観点から適宜助言、提言をされており、今後も独立した客観的な立場から当社を監督していただくために、引続き社外取締役候補者としたしました。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者武井眞哉氏及び伊藤嘉章氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定により、武井眞哉氏及び伊藤嘉章氏との間に、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において両氏が再任された場合には、本契約は継続となります。
4. 武井眞哉氏及び伊藤嘉章氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
5. 武井眞哉氏及び伊藤嘉章氏はいずれも一般株主と利益相反の生じることがないことから、当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届出しております。本総会において両氏が再任された場合は、引続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|--|---|------------|
| 1 | 【再任】 はせがわ ゆたか 長谷川 豊 (1951年11月24日) | 2009年6月 当社入社 2011年4月 当社横浜支店長 2014年5月 当社内部監査室長 2016年3月 当社監査役 現在に至る | 2,300株 |
| | 【監査役候補者の選任理由】 長谷川豊氏は、海上輸送業界における豊富な経験を有し、常勤監査役就任後は当社における営業拠点の責任者及び内部監査室長としての経験と知見を活かして取締役の職務執行の監督を的確に果たしており、引続き監査役候補者といたしました。 | | |
| 2 | 【再任】【社外】 かわ さき ひろ あき 川崎 裕朗 (1942年2月24日) | 1970年7月 オー・オー・シー・エル（ジャパン）株式会社（現 オリエント オーバーシーズ コンテナ ライン リミテッド 日本支社）入社 1992年1月 同社神戸支店長代理兼大阪支店長 1995年4月 同社大阪事務所長 1998年10月 同社関西支店欧米豪シニアセールスエグゼクティブ 2007年3月 当社社外監査役 現在に至る | 900株 |
| | 【社外監査役候補者の選任理由】 川崎裕朗氏は、国際貨物輸送業界における長年の経験と知見を活かして、適宜適切な助言をいただいております。今後も独立した客観的な立場から当社を監督していただくために、引続き社外監査役候補者といたしました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|--|--|--|------------|
| 3 | <p>【再任】【社外】 <small>とし もり ひろ みつ</small> 敏 森 廣 光 (1948年9月17日)</p> | <p>1973年4月 東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社 1991年7月 同社マドリード駐在員事務所首席駐在員 1997年7月 同社大阪自動車営業一部長 2002年7月 同社理事東京自動車営業一部長 2005年3月 同社退社 2005年4月 神港ビルヂング株式会社顧問 2005年7月 同社代表取締役 2011年6月 同社代表取締役退任、同社顧問 2012年9月 同社顧問退任 2013年11月 認定NPO法人兵庫さい帯血バンク事務局勤務（非常勤） 2016年10月 同事務局退職 2017年2月 当社社外監査役 現在に至る</p> | 200株 |
| <p>【社外監査役候補者の選任理由】 敏森廣光氏は、豊富な営業経験と国際ビジネス知識、経営者としての高い見識を活かして、適宜適切な助言をいただいております。今後も独立した客観的な立場から当社を監督していただくために、引続き社外監査役候補者といたしました。</p> | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者川崎裕朗氏及び敏森廣光氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役との責任限定契約について
 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定により、川崎裕朗氏及び敏森廣光氏との間に、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において両氏が再任された場合には、本契約は継続となります。
4. 川崎裕朗氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって12年、敏森廣光氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって2年1か月であります。
5. 川崎裕朗氏及び敏森廣光氏はいずれも一般株主と利益相反の生じることがないことから、当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届出しております。本総会において両氏が再任された場合は、引続き独立役員とする予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|--|------------|
| 【社外】 ふじ い やす たか 藤井保孝 (1950年11月12日) | 1969年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 1999年4月 同行鶴橋支店長 2000年6月 同行東大阪BSP部長 2002年12月 同行退行 2003年4月 宝印刷株式会社入社、大阪支店営業部長 2014年4月 同社顧問 2015年11月 同社退社 現在に至る | 一株 |
| 【補欠の社外監査役候補者の選任理由】 藤井保孝氏は、金融、経済に精通した豊富な知識とディスクロージャー支援会社で培われたディスクロージャー全般にわたる優れた見識を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者いたしました。 | | |

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 藤井保孝氏は補欠の社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。藤井保孝氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益が引続き堅調に推移したことや、消費者マインドの持ち直し等のプラス要因はありましたが、米中貿易摩擦により国内生産にもやや陰りが生じており、先行き不透明な状況から脱し切れておりません。

また、当社グループの業績に大きな影響を及ぼすわが国の貿易実績に関しては、当連結会計年度上半期において輸出入ともに好調を維持しましたが、下半期に入り、米中貿易摩擦の激化に伴い、やや失速気味となってまいりました。(財務省貿易統計)

このような状況の下、当社グループの業績につきましては、単体では、主力の輸出混載輸送が数量、売上高とも前連結会計年度を上回ったのをはじめ、輸出フルコンテナ輸送も数量、売上高とも対前連結会計年度比10%を超える伸びを示し、加えて、輸入混載輸送も増収となり売上高と売上総利益の増加に貢献いたしました。単体ビジネスについては、近年やや成長が鈍って推移しておりましたが、当期売上は積極政策が功を奏し過去最高売上を更新しております。

一方、国内子会社の株式会社ユーシーアイエアフレイトジャパンは、輸出航空輸送が前連結会計年度に引続き好調に推移し、海外子会社においては内外銀山口ロジスティクス株式会社が2016年11月営業開始から2年を経過し順調に業績を伸ばしております。また、その他の子会社業績も比較的順調に推移いたしました。

以上により、当連結会計年度の連結売上高は23,254百万円(前連結会計年度比7.1%増)、営業利益は1,616百万円(同7.8%増)、経常利益は1,656百万円(同4.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,146百万円(同3.8%減)と、売上高、営業利益、経常利益において前連結会計年度を上回り、親会社株主に帰属する当期純利益については減益となりました。

② セグメント別概況

(日 本)

日本における国際貨物輸送事業の当連結会計年度における売上高は、単体の輸出混載売上及びフルコンテナ輸送売上においていずれも対前連結会計年度比で増加し、国内子会社の2社も前連結会計年度に比べセグメント利益（営業利益）において増益となり、日本セグメントは好調に推移いたしました。

この結果、売上高は15,630百万円（前連結会計年度比7.4%増）となり、セグメント利益（営業利益）は1,035百万円（同12.1%増）と増収増益となりました。

(海 外)

当社グループはアジア地域及び米国に連結子会社10社を有しており、これらの海外子会社では日本からの貨物の取扱が主な売上高となります。当連結会計年度における海外売上高は、内外銀山ロジスティクス株式会社の業績拡大等により増収となり、また、セグメント利益（営業利益）においてもわずかながら増益となりました。

この結果、売上高は7,624百万円（前連結会計年度比6.6%増）となり、セグメント利益（営業利益）は606百万円（同0.8%増）と、増収増益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は319百万円であり、その主なものは、当社の本社移転に伴う新規設備、NTL-LOGISTICS (INDIA) PRIVATE LIMITEDのセーラム倉庫増床等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境を展望すると、我が国経済は、これまで米国の好調な景気を背景に堅調に推移してまいりましたが、米中の貿易摩擦に端を発した米中双方の景気下降に直面し、先行き不透明の要素がますます強くなってまいりました。我が国においては、いまだ、企業収益の好調が持続しており、個人消費も緩やかに持ち直しているとは言え、2019年10月には消費税率の引上げも予定されており、全く予断を許さない様相となっております。

また、当社業績に影響の大きい我が国貿易においては、2018年下半期に入り輸出金額の対前年度伸長率が急激に低下するなど、今後の懸念材料として浮上しております。

一方、国内における人手不足を背景とした輸送コストの高騰はますます利益を圧迫するものとなっております。

このように、当社グループを取り巻く経営環境は依然として不透明でかつ厳しいものと予測されますが、2017年よりスタートし2019年に至る「第3次中期経営計画」の最終年度となる2019年12月期においても、引続き、売上の拡大と売上総利益率の向上並びにコスト削減による利益の増加に努め、経営基盤の安定と業容の拡大を図ることを対処すべき課題と認識しております。

以上、上記諸課題の達成に向け全力を尽くす所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 (当連結会計年度) |
|----------------------|------------|------------|------------|---------------------|
| 売 上 高 (千円) | 22,657,638 | 19,979,142 | 21,709,231 | 23,254,321 |
| 経 常 利 益 (千円) | 1,568,848 | 1,333,124 | 1,588,178 | 1,656,749 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) | 1,005,945 | 438,585 | 1,192,123 | 1,146,595 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 94.72 | 45.23 | 122.94 | 118.17 |
| 総 資 産 額 (千円) | 8,863,807 | 9,393,710 | 10,107,921 | 10,969,208 |
| 純 資 産 額 (千円) | 6,786,262 | 6,856,034 | 7,974,350 | 8,606,641 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 664.32 | 664.35 | 773.19 | 834.10 |

(注) 当社は、2015年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行いました。2015年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--|---------------------|-------------------|------------|
| NTL NAIGAI TRANS LINE (S)PTE LTD. | 20万 シンガポールドル | 100.0% | 国際貨物輸送事業 |
| NTL NAIGAI TRANS LINE (THAILAND)CO.,LTD. (注2) | 800万バーツ | 49.0% | 国際貨物輸送事業 |
| PT. NTL NAIGAI TRANS LINE INDONESIA (注3) | 100万米ドル | 95.0% | 国際貨物輸送事業 |
| 上海内外特浪速運輸代理有限公司 | 100万米ドル | 100.0% | 国際貨物輸送事業 |
| NTL NAIGAI TRANS LINE (USA) INC. | 190万米ドル | 100.0% | 国際貨物輸送事業 |
| NTL NAIGAI TRANS LINE (KOREA)CO.,LTD. | 3億ウォン | 100.0% | 国際貨物輸送事業 |
| 内外特浪速運輸代理(香港)有限公司 | 800万香港ドル | 100.0% | 国際貨物輸送事業 |
| NTL-LOGISTICS (INDIA) PRIVATE LIMITED | 2,152,000 インドルピー | 100.0% (36.5) | 国際貨物輸送事業 |
| 株式会社ユーシーアイエアフレイトジャパン | 5,000万円 | 100.0% | 国際貨物輸送事業 |
| フライングフィッシュ株式会社 | 1億円 | 100.0% | 国際複合一貫輸送事業 |
| 内外銀山ロジスティクス株式会社 | 110億ウォン | 70.0% | 倉庫事業 |
| 内外特浪速国際貨運代理(深圳)有限公司 | 550万人民元 | 100.0% (100.0) | 国際貨物輸送事業 |

- (注) 1. 議決権比率欄の(内書)は、間接所有比率であります。
2. 持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。
3. 2018年12月26日付で資本金を100万米ドルへ増資いたしました。同時に間接保有しておりました5%の株式を譲受けいたしました。

(7) 主要な事業内容
当社グループは国際貨物輸送事業並びにこれらの附帯業務を主な事業としております。

(8) 主要な事業所

① 当社

国内 本社 大阪市中央区
支店 東京、名古屋、神戸、横浜
営業所 福岡

② 子会社等

国内 株式会社ユーシーアイエアフレイトジャパン
フライングフィッシュ株式会社
海外 上海内外特浪速運輸代理有限公司（中国）
NTL-LOGISTICS (INDIA) PRIVATE LIMITED（インド）
（上記のほか、アジア及びアメリカに8社があります。）

(9) 従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 623名 | 20名増 |

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（派遣社員40名）は除いております。

(10) 主要な借入先及び借入額

金融機関からの借入金はありません。

なお、取引金融機関と融資限度額を決めたコミットメントライン契約（融資限度額31億円）を締結しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,706,629株
(自己株式991,371株を除く。)
- (3) 株主数 11,470名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名 | 当社への出資状況 | |
|--|----------|-------|
| | 持 株 数 | 持株比率 |
| | 千株 | % |
| 合同会社エーエスティ | 2,121 | 21.86 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 686 | 7.08 |
| BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS | 422 | 4.35 |
| 内外トランスライン従業員持株会 | 377 | 3.89 |
| 戸田 徹 | 318 | 3.28 |
| 株式会社ときわそば | 250 | 2.58 |
| 日章トランス株式会社 | 232 | 2.39 |
| トランコム株式会社 | 220 | 2.27 |
| SICAV ESSOR JAPON OPPORTUNITES | 185 | 1.91 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 177 | 1.83 |

(注) 当社は、自己株式991,371株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
一单元当たりの株式数 100株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2018年12月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|-------|-----------------------|
| 代表取締役会長 | 戸田 徹 | |
| 代表取締役社長 | 常多 晃 | |
| 専務取締役 | 大川 友子 | |
| 取締役 | 田中 俊光 | |
| 取締役 | 三根 英樹 | 経営企画部長 |
| 取締役 | 戸田 幸子 | |
| 取締役 | 東 宏尚 | 航空事業部長 |
| 取締役 | 小嶋 佳宏 | フライングフィッシュ株式会社代表取締役社長 |
| 取締役 | 武井 眞哉 | |
| 取締役 | 伊藤 嘉章 | |
| 常勤監査役 | 長谷川 豊 | |
| 監査役 | 川崎 裕朗 | |
| 監査役 | 敏森 廣光 | |

- (注) 1. 取締役武井眞哉氏並びに伊藤嘉章氏は、社外取締役であります。
2. 監査役川崎裕朗氏並びに敏森廣光氏は、社外監査役であります。
3. 取締役武井眞哉氏並びに伊藤嘉章氏、監査役川崎裕朗氏並びに敏森廣光氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針及び当該方針の内容

取締役の報酬等は株主総会で決定された取締役報酬枠内で、会社業績、世間水準、社員給与とのバランス及び担当、役務、権限と責任を考慮して取締役会で策定し、指名・報酬委員会の諮問を経たうえで決定しております。監査役の報酬等は、株主総会で決定された監査役報酬枠内で、監査役の協議にて決定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分 | 支給人員 | 支給額 | |
|-----|------|-----------|--------------------|
| 取締役 | 11名 | 184,226千円 | (うち社外 2名 11,523千円) |
| 監査役 | 3名 | 11,846千円 | (うち社外 2名 5,139千円) |
| 合計 | 14名 | 196,072千円 | |

- (注) 1. 取締役の報酬は、第26期定時株主総会（2006年3月17日）において、年間報酬総額を300,000千円以内と決議し、第38期定時株主総会（2018年3月23日）において、年間報酬総額300,000千円以内のうち、譲渡制限付株式の付与による報酬は50,000千円以内とする旨を決議しております。監査役の報酬は、第26期定時株主総会（2006年3月17日）において、年間報酬総額を30,000千円以内と決議しております。
2. 取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、13,538千円が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 出席状況及び発言状況 |
|-----|-------|---|
| 取締役 | 武井 眞哉 | 当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回出席し、経営者としての経験と幅広い見識を活かし、適宜発言を行っております。 |
| 取締役 | 伊藤 嘉章 | 当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回出席し、主に公認会計士としての専門的な知識と監査法人での経験を活かし、適宜発言を行っております。 |
| 監査役 | 川崎 裕朗 | 当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回、また監査役会には24回中24回出席し、主に国際貨物輸送業界における長年の経験と知見を活かし、適宜発言を行っております。 |
| 監査役 | 敏森 廣光 | 当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回、また監査役会には24回中24回出席し、主に豊富な営業経験と国際ビジネス知識、経営者としての高い見識を活かし、適宜発言を行っております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 33,000千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額 | 33,000千円 |

- (注) 1. 会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、NTL NAIGAI TRANS LINE(S)PTE LTD.、NTL NAIGAI TRANS LINE(KOREA)CO.,LTD.及び内外銀山ロジスティクス株式会社は、Ernst&Youngグループの現地監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は当社及び当社の子会社（以下「子会社」という。）における法令、定款及び社内規程の遵守を取締役及び使用人に周知徹底し、遵守させ、内部監査室による内部監査を実施する。
- ② 企業倫理の確立を目的として制定した経営倫理規程及び行動規範について、総務部が周知徹底のための活動を行う。
- ③ 法令違反行為等に関する相談または通報を受け付ける窓口として、「内部通報相談窓口（内部通報ヘルプライン）」を設置する。
- ④ 取締役は、法令違反及び社内規程に関する重大な違反等の事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、是正措置をとる。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令及び社内規程に従い、適切に保存、管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理については、必要に応じてそれぞれの担当部門が、リスク管理委員会と連携し、内容により弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、社内規程に従い、適切に管理する。
- ② リスク管理の観点から特に重要な案件については、リスク管理委員会で事前に審議を行った上で、取締役会に付議する。

4 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- ① 取締役会は、月に1回定時に開催する他、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定及び取締役、執行役員の職務執行状況の監督を行う。
- ② 各部門の現場責任者による事業推進会議を毎月定時取締役会の翌営業日に開催して、取締役会決定事項の徹底と各部門の能動的な経営参画意識醸成を図る。
- ③ 執行役員は、取締役会で定める業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な職務執行を行う。

- 5 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社に対する報告に関する体制
当社は子会社の経営内容を的確に把握するために「関係会社管理規程」に当社に対して稟議及び報告する事項を定めて、適正な管理を行う。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社は、当社の「リスク管理委員会規程」に基づいてリスク管理を行い、必要に応じて当社の担当部署及びリスク管理委員会と連携して対処する。
 - ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は子会社の規模や事業特性を考慮して子会社を含めた当社グループの中期経営計画を策定する。
各子会社を担当する当社の取締役は、子会社の取締役等と密接に連携して必要な助言を行う。
 - ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社は当社が定める「内部統制に関するグローバル規程」等に準じて「経営倫理規程」等必要な規程を定め、取締役等及び使用人に対して周知徹底させる。
当社の内部監査室は、業務の適正性に関し、子会社の内部監査を行う。当社の監査役は、業務監査を通じて子会社における業務の適正の確保を図る。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は職務遂行を補助すべき使用人を配置していないが、必要に応じて内部監査室等に協力を求め、または特定事項の調査を依頼することができるものとする。
 - ② 将来、監査役は補助者を配置する場合は、取締役は当該スタッフの取締役からの独立性を確保すべきことに留意し、監査役の同意を得て取締役会で補助者配置を決定する。また、監査役からの指示の実効性を確保するため、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令は受けないものとする。
- 7 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及びこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

- ② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、法令違反、その他コンプライアンス違反及び不正行為の事実を知ったときは、速やかに当社の監査役に報告する。また、当社及び子会社は、これらの報告をした者に対してこれを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ③ 重要な決裁書類は、当社の監査役の閲覧に供する。

8 監査費用等の処理に係る方針

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

9 監査役が実効的に行われることを確保する体制

- ① 監査役は、取締役会に出席する他、必要と認める重要な会議に出席する。
- ② 監査役は、月1回定時に監査役会を開催する他、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報の交換・協議を行う。
- ③ 監査役は、会計監査人より定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査室との連携を図ることで、効果的な監査業務を行う。

10 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築する。
- ② 内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。

11 反社会的勢力排除に向けた体制

暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社は、取締役会、監査役会、事業推進会議、リスク管理委員会等の適切な開催及び内部監査や子会社への指導等により、上記の業務の適正を確保するための体制の運用に取組み、適切に運用されていることを確認しております。

連結貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流動資産 | 8,086,242 | 流動負債 | 1,910,258 |
| 現金及び預金 | 5,743,927 | 買掛金 | 1,105,542 |
| 売掛金 | 1,691,461 | 未払費用 | 197,892 |
| 貯蔵品 | 5,394 | 未払法人税等 | 252,407 |
| 繰延税金資産 | 65,531 | 賞与引当金 | 18,486 |
| その他 | 583,713 | その他 | 335,929 |
| 貸倒引当金 | △3,785 | 固定負債 | 452,308 |
| 固定資産 | 2,882,965 | 長期未払金 | 80,750 |
| 有形固定資産 | 2,055,654 | 繰延税金負債 | 22,300 |
| 建物及び構築物 | 1,512,189 | 退職給付に係る負債 | 298,613 |
| 機械装置及び運搬具 | 67,487 | その他 | 50,644 |
| 土地 | 371,965 | 負債合計 | 2,362,566 |
| その他 | 104,011 | (純 資 産 の 部) | |
| 無形固定資産 | 165,181 | 株 主 資 本 | 8,005,237 |
| のれん | 86,965 | 資本金 | 243,937 |
| ソフトウェア | 68,812 | 資本剰余金 | 225,260 |
| その他 | 9,403 | 利益剰余金 | 8,546,872 |
| 投資その他の資産 | 662,129 | 自己株式 | △1,010,833 |
| 投資有価証券 | 174,930 | その他の包括利益累計額 | 91,071 |
| 差入保証金 | 268,841 | その他有価証券評価差額金 | 5,763 |
| 保険積立金 | 126,929 | 為替換算調整勘定 | 86,875 |
| 長期未収入金 | 309,906 | 退職給付に係る調整累計額 | △1,567 |
| 繰延税金資産 | 48,733 | 非支配株主持分 | 510,332 |
| その他 | 42,695 | 純 資 産 合 計 | 8,606,641 |
| 貸倒引当金 | △309,906 | 負債純資産合計 | 10,969,208 |
| 資産合計 | 10,969,208 | | |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高 | | 23,254,321 |
| 売上原価 | | 16,958,472 |
| 売上総利益 | | 6,295,849 |
| 販売費及び一般管理費 | | 4,678,910 |
| 営業利益 | | 1,616,938 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 39,658 | |
| 受取配当金 | 4,637 | |
| 不動産賃貸料 | 30,478 | |
| 移転補償金 | 19,827 | |
| その他 | 12,530 | 107,132 |
| 営業外費用 | | |
| 不動産賃貸費用 | 4,774 | |
| 支払手数料 | 21,694 | |
| 為替差損 | 39,746 | |
| その他 | 1,106 | 67,321 |
| 経常利益 | | 1,656,749 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 104 | 104 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 3,416 | |
| 施設利用会員権売却損 | 485 | |
| 施設利用会員権評価損 | 941 | |
| 本社移転費用 | 12,482 | 17,325 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 1,639,528 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 496,876 | |
| 法人税等調整額 | △42,905 | 453,970 |
| 当期純利益 | | 1,185,557 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 38,962 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 1,146,595 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|--------------------------|---------|---------|-----------|------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 2018年1月1日残高 | 243,937 | 233,937 | 7,720,434 | △1,020,578 | 7,177,730 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | △320,157 | - | △320,157 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | - | - | 1,146,595 | - | 1,146,595 |
| 自己株式の取得 | - | - | - | △246 | △246 |
| 自己株式の処分 | - | 8,060 | - | 9,991 | 18,051 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の 持分変動 | - | △16,736 | - | - | △16,736 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | △8,676 | 826,438 | 9,745 | 827,506 |
| 2018年12月31日残高 | 243,937 | 225,260 | 8,546,872 | △1,010,833 | 8,005,237 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非支配株主 持分 | 純資産合計 |
|--------------------------|----------------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付 に係る調 整累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | |
| 2018年1月1日残高 | 32,058 | 291,805 | △3,954 | 319,908 | 476,711 | 7,974,350 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | - | - | △320,157 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | - | - | - | - | - | 1,146,595 |
| 自己株式の取得 | - | - | - | - | - | △246 |
| 自己株式の処分 | - | - | - | - | - | 18,051 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の 持分変動 | - | - | - | - | - | △16,736 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | △26,294 | △204,930 | 2,386 | △228,837 | 33,621 | △195,215 |
| 当期変動額合計 | △26,294 | △204,930 | 2,386 | △228,837 | 33,621 | 632,291 |
| 2018年12月31日残高 | 5,763 | 86,875 | △1,567 | 91,071 | 510,332 | 8,606,641 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

NTL NAIGAI TRANS LINE(S)PTE LTD.

NTL NAIGAI TRANS LINE(THAILAND)CO.,LTD.

PT.NTL NAIGAI TRANS LINE INDONESIA

上海内外特浪速運輸代理有限公司

NTL NAIGAI TRANS LINE(USA)INC.

NTL NAIGAI TRANS LINE(KOREA)CO.,LTD.

内外特浪速運輸代理(香港)有限公司

NTL-LOGISTICS(INDIA)PRIVATE LIMITED

株式会社ユーシーアイエアフレイトジャパン

フライングフィッシュ株式会社

内外銀山ロジスティクス株式会社

内外特浪速国際貨運代理(深圳)有限公司

(2) 非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

NTL NAIGAI TRANS LINE(MYANMAR)CO.,LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社

非連結子会社の名称

NTL NAIGAI TRANS LINE(MYANMAR)CO.,LTD.

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

2. その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

有形固定資産その他 1～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の一定期間で均等償却を行っており、金額的に重要性のない場合は発生時の費用とすることとしております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部を除く連結子会社の退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額から年金資産による支給見込額を控除した金額を計上しております。

なお、連結子会社のうち1社においては、退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

| | |
|------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 496,912千円 |
| 2. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約 | |
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 3,100,000千円 |
| 借入実行残高 | -千円 |
| 差引額 | 3,100,000千円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計 年度期首株式数 | 当連結会計 年度増加株式数 | 当連結会計 年度減少株式数 | 当連結会計 年度末株式数 |
|----------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 (株) | 10,698,000 | - | - | 10,698,000 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 (株) | 1,001,019 | 152 | 9,800 | 991,371 |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

 単元未満株式買取による増加152株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

 譲渡制限付株式付与による減少9,800株

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|---------------------|-------------|------------|
| 2018年3月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 164,848 | 17.00 | 2017年12月31日 | 2018年3月26日 |
| 2018年7月30日 取締役会 | 普通株式 | 155,308 | 16.00 | 2018年6月30日 | 2018年9月5日 |

② 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-------|---------------------|-------------|------------|
| 2019年3月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 174,719 | 利益剰余金 | 18.00 | 2018年12月31日 | 2019年3月27日 |

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については親会社が一括管理する方針をとっております。基本的には「資産運用基準」に則り、原則として、安全かつ確実に効率のよい投資対象に対してのみ行うものとしております。

余剰資金は、流動性の高い金融商品、一定以上の格付けを保有する発行体の債券等安全性の高い金融商品、業務上の関係を有する企業の株式等に投資しております。また資金調達においては、原則として親会社での一元管理・調達の方針で、主に銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引は、為替及び金利の変動リスクを回避する目的で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権と在外子会社に対する貸付金は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券と株式等ではありますが、信用リスク、市場価格の変動リスク及び金利の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日です。また、外貨建て営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを軽減することを目的とした為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、売上債権管理基準に従い、営業債権の担当執行役員を与信管理責任者とする体制の下、営業部門は取引先毎に回収管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、経理部門においては、回収動向を常にチェックし、都度営業部門に対して、助言、督促を徹底しております。なお、連結子会社においても、当社と同様の管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、一定以上の格付けをもつ発行体のもの及び市場性ある証券のみを選定しており、信用リスクは僅少であります。また、当社は有価証券の購入に際し、金融資産運用に社内牽制機能を持たせるため、「金融資産運営審査チーム」が事前に審査しております。

デリバティブ取引については、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループの外貨建て営業債権債務及び金融債権債務等については、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、親会社で一元管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、金融商品の時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、把握した時価を有価証券管理明細で代表取締役及び担当取締役に報告しております。

デリバティブ取引については為替予約取引のみで、その他のデリバティブ取引については経理規程においてその取扱が制限されております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、グループ傘下の子会社を含め親会社で資金の一元管理を実施しており、各社の事業計画及びその後の実績に基づき、資金の流動性が確保されるように管理しております。また、親会社では、機動的に対応できる貸出コミットメント契約を締結しており、流動性リスクを回避する体制をとっております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額、時価及び時価の算定方法

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表 計上額（*） | 時価（*） | 差額 |
|----------------------|-------------------|-------------|----|
| (1) 現金及び預金 | 5,743,927 | 5,743,927 | — |
| (2) 売掛金 | 1,691,461 | 1,691,461 | — |
| (3) 投資有価証券 其他有価証券 | 110,928 | 110,928 | — |
| (4) 買掛金 | (1,105,542) | (1,105,542) | — |

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金は短期に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については取引所の価格によっております。

(4) 買掛金

買掛金は短期に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位：千円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 27,500 |
| 子会社株式 | 36,501 |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超 |
|--------|-----------|---------|-----|
| 現金及び預金 | 5,737,905 | — | — |
| 売掛金 | 1,691,461 | — | — |
| 合計 | 7,429,366 | — | — |

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪市に賃貸用駐車場を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸不動産にかかる賃貸損益は21,743千円であります。なお、賃貸収益は営業外収益（不動産賃貸料）に、賃貸費用は営業外費用（不動産賃貸費用）に計上しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価 |
|------------|---------|
| 350,773 | 314,552 |

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価であります。

2 時価の算定方法

連結決算日における時価は、路線価等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

| | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 834円10銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 118円17銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|------------------|----------------------|-------------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流動資産 | 2,926,505 | 流動負債 | 985,901 |
| 現金及び預金 | 2,055,608 | 買掛金 | 653,466 |
| 売掛金 | 651,706 | 未払費用 | 112,925 |
| 前払費用 | 78,521 | 未払法人税等 | 150,000 |
| 繰延税金資産 | 15,324 | 預り金 | 43,115 |
| その他 | 125,344 | その他 | 26,393 |
| 固定資産 | 3,861,697 | 固定負債 | 295,637 |
| 有形固定資産 | 435,165 | 長期未払金 | 80,750 |
| 建物 | 50,497 | 退職給付引当金 | 183,654 |
| 車両運搬具 | 7,500 | 資産除去債務 | 31,233 |
| 工具、器具及び備品 | 26,394 | 負債合計 | 1,281,538 |
| 土地 | 350,773 | (純 資 産 の 部) | |
| 無形固定資産 | 32,908 | 株主資本 | 5,500,900 |
| のれん | 4,858 | 資本金 | 243,937 |
| ソフトウェア | 19,807 | 資本剰余金 | 241,997 |
| その他 | 8,243 | 資本準備金 | 233,937 |
| 投資その他の資産 | 3,393,623 | その他資本剰余金 | 8,060 |
| 投資有価証券 | 138,428 | 利益剰余金 | 6,025,798 |
| 関係会社株式 | 2,210,678 | 利益準備金 | 2,500 |
| 関係会社長期貸付金 | 674,350 | その他利益剰余金 | 6,023,298 |
| 差入保証金 | 147,947 | 別途積立金 | 5,000,000 |
| 保険積立金 | 126,929 | 繰越利益剰余金 | 1,023,298 |
| 施設利用会員権 | 21,439 | 自己株式 | △1,010,833 |
| 長期未収入金 | 3,961 | 評価・換算差額等 | 5,763 |
| 繰延税金資産 | 59,409 | その他有価証券評価差額金 | 5,763 |
| その他 | 14,441 | 純資産合計 | 5,506,664 |
| 貸倒引当金 | △3,961 | 負債純資産合計 | 6,788,203 |
| 資産合計 | 6,788,203 | | |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|--------------|---------|------------|
| 売上高 | | 10,930,408 |
| 売上原価 | | 7,818,648 |
| 売上総利益 | | 3,111,760 |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,350,816 |
| 営業利益 | | 760,943 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 14,128 | |
| 受取配当金 | 310,921 | |
| 不動産賃貸料 | 26,518 | |
| 移転補償金 | 19,827 | |
| その他 | 12,608 | 384,003 |
| 営業外費用 | | |
| 不動産賃貸費用 | 4,774 | |
| 支払手数料 | 19,118 | |
| 為替差損 | 27,317 | |
| その他 | 1,275 | 52,486 |
| 経常利益 | | 1,092,460 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 33 | 33 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 1,670 | |
| 施設利用会員権売却損 | 485 | |
| 本社移転費用 | 11,604 | 13,760 |
| 税引前当期純利益 | | 1,078,734 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 287,554 | |
| 法人税等調整額 | △4,520 | 283,033 |
| 当期純利益 | | 795,700 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

| | 株主資本 | | | | | |
|-------------------------|---------|---------|----------|-------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | |
| | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 2018年1月1日残高 | 243,937 | 233,937 | - | 2,500 | 4,600,000 | 947,755 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | - | - | △320,157 |
| 別途積立金の積立 | - | - | - | - | 400,000 | △400,000 |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | 795,700 |
| 自己株式の取得 | - | - | - | - | - | - |
| 自己株式の処分 | - | - | 8,060 | - | - | - |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | 8,060 | - | 400,000 | 75,543 |
| 2018年12月31日残高 | 243,937 | 233,937 | 8,060 | 2,500 | 5,000,000 | 1,023,298 |

| | 株主資本 | | 評価・換算 差額等 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------|------------|------------------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他有価証 券評価差額金 | |
| 2018年1月1日残高 | △1,020,578 | 5,007,551 | 32,058 | 5,039,609 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | - | △320,157 | - | △320,157 |
| 別途積立金の積立 | - | - | - | - |
| 当期純利益 | - | 795,700 | - | 795,700 |
| 自己株式の取得 | △246 | △246 | - | △246 |
| 自己株式の処分 | 9,991 | 18,051 | - | 18,051 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | - | - | △26,294 | △26,294 |
| 当期変動額合計 | 9,745 | 493,348 | △26,294 | 467,054 |
| 2018年12月31日残高 | △1,010,833 | 5,500,900 | 5,763 | 5,506,664 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3～15年

車 両 運 搬 具 2～6年

工具、器具及び備品 3～12年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合当事業年度末要支給額から中小企業退職金共済制度による退職金の支給見込額を控除して計上しております。

4. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

| | |
|--------------------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 95,598千円 |
| 2. 保証債務 | |
| 下記の連結子会社の買掛金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 | |
| フライングフィッシュ株式会社 | 1,356千円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権 | |
| 短期金銭債権 | 79,885千円 |
| 長期金銭債権 | 674,350千円 |
| 4. 関係会社に対する金銭債務 | |
| 短期金銭債務 | 148,395千円 |
| 5. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約 | |
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 3,100,000千円 |
| 借入実行残高 | -千円 |
| 差引額 | 3,100,000千円 |

(損益計算書に関する注記)

| | |
|-----------------|-----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 360,437千円 |
| 仕入高 | 930,702千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | |
| 受取利息 | 13,956千円 |
| 受取配当金 | 306,283千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|---------|-----------|---------|---------|---------|
| 普通株式(株) | 1,001,019 | 152 | 9,800 | 991,371 |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式買取による増加152株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式付与による減少9,800株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

流動資産

未払事業税等 8,983千円

未払費用 5,650千円

その他 690千円

繰延税金資産(流動)合計 15,324千円

繰延税金資産

固定資産

退職給付引当金 80,907千円

貸倒引当金 1,212千円

関係会社株式評価損 321,235千円

施設利用会員権評価損 4,358千円

株式報酬費用 4,142千円

資産除去債務 9,557千円

その他 9,165千円

小計 430,579千円

評価性引当額 △362,357千円

繰延税金負債との相殺額 △8,813千円

繰延税金資産(固定)合計 59,409千円

繰延税金負債

固定負債

資産除去債務に対応する除去費用 △6,271千円

その他有価証券評価差額金 △2,541千円

小計 △8,813千円

繰延税金資産との相殺額 8,813千円

繰延税金負債(固定)合計 -千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

| | 会社等の名称 | 議決権等の 所有割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|---|----------------------------|---------------|-----------------|-------------------|-----|--------------|
| 子会社 | PT. NTL NAIGAI TRANS LINE INDONESIA | 直接 95.0% | 役員の兼任 2名 | 配当金の受取 増資の引受 | 111,942 84,132 | — | — |
| 子会社 | 上海内外特浪速運輸代 理有限公司 | 直接 100% | 役員の兼任 3名 | 配当金の受取 | 110,450 | — | — |
| 子会社 | NTL NAIGAI TRANS LINE (KOREA)CO.,LTD | 直接 100% | 役員の兼任 3名 | 配当金の受取 | 65,472 | — | — |
| 子会社 | NTL-LOGISTICS (INDIA) PRIVATE LIMITED | 直接 63.5% 間接 36.5% | 役員の兼任 1名 | 利息の受取 | 6,576 | 貸付金 | 277,550 |
| 子会社 | 内外銀山ロジスティク ス株式会社 | 直接 70.0% | 役員の兼任 2名 | 利息の受取 | 7,379 | 貸付金 | 396,800 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受入れておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 567円31銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 82円01銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年2月14日

内外トランスライン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

| | | | | |
|--------------------|-------|----|----|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 井上 | 正彦 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 内田 | 聡 | 印 |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、内外トランスライン株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、内外トランスライン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年2月14日

内外トランスライン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

| | | | | |
|--------------------|-------|----|----|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 井上 | 正彦 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 内田 | 聡 | 印 |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、内外トランスライン株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人EY新日本有限責任監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室及び内部統制部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努め、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受けるとともに、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 子会社については、子会社を管理、統括する取締役から事業の状況の報告を受け、必要に応じて業務及び財産の状況を調査しました。また、内部監査室から子会社に対して実施した監査の結果について報告を受けました。
 - ③ 事業報告に記載されている業務の適正を確保するための体制の構築に関する取締役会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に関する内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を、監査業務の品質管理に関する諸法令、基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月14日

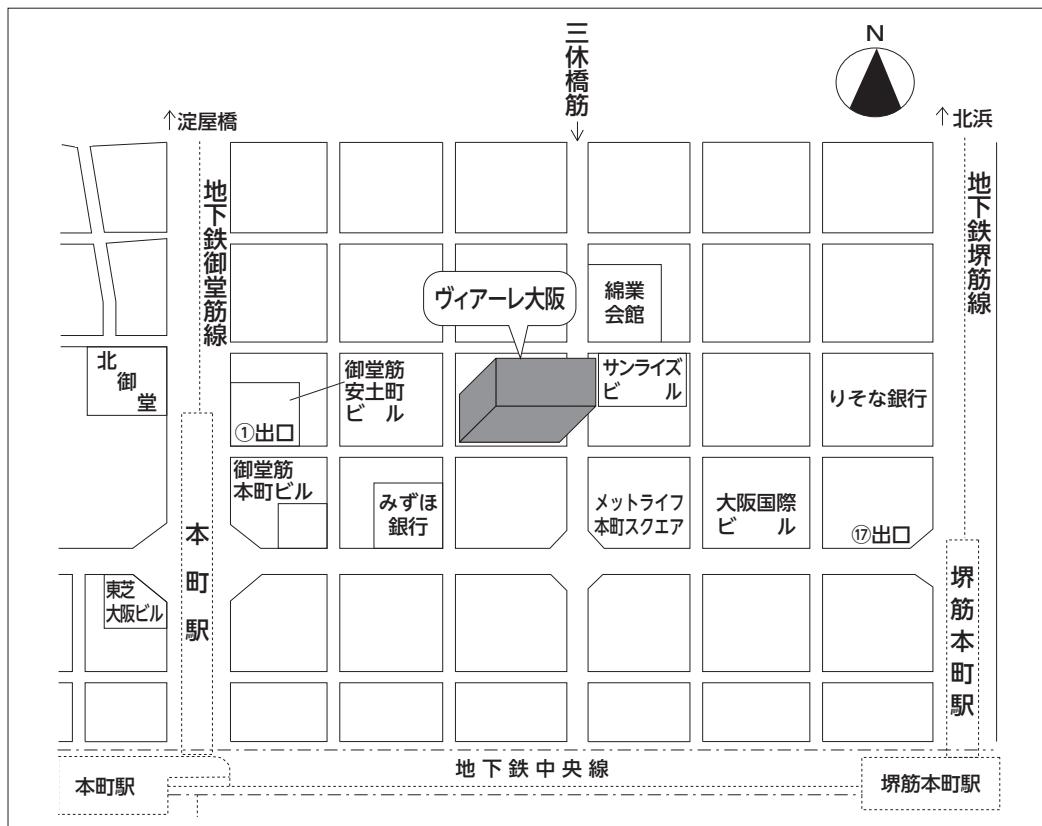
内外トランスライン株式会社 監査役会
常勤監査役 長谷川 豊 印
監査役 川崎 裕朗 印
監査役 敏森 廣光 印

(注) 監査役 川崎 裕朗、同 敏森 廣光は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階
クリスタルルーム
(代表電話番号 06-4705-2411)



- ◎ 地下鉄御堂筋線 本町駅①番出口
東へ徒歩3分
- ◎ 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅⑱番出口
西へ徒歩5分
- ◎ 車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。